

新宿区公衆喫煙所整備費助成金 確認申立書

(チェック欄のはい・いいえ いずれかに○してください)

確 認 事 項	チェック欄
自己又は自社の代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員が、新宿区暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者に該当しない。	はい 　 いいえ
営業に関して必要な許認可等を取得している(許認可等必要ない営業の場合は「はい」に○をつける)。	はい 　 いいえ
区に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていない。	はい 　 いいえ
過去に国・都道府県等から助成事業の交付決定の取消し等を受けていない、又は法令違反等の不正の事故を起こしていない。	はい 　 いいえ
民事再生法、会社更生法又は破産法に基づく申立、手続中、又は私的整理手続き中など事業の継続性について不確実な状況が存在していない、会社法第472条の規定により休眠会社として解散しているものとみなされていない。	はい 　 いいえ
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業及びこれらに類する事業を営む施設に設置するものではない。	はい 　 いいえ
一般に開放し、無料で利用できる公衆喫煙所を設置する。	はい 　 いいえ
助成金交付の日から少なくとも屋内・屋外コンテナ型は5年間、屋外パーテーション型は10年間は継続して公衆喫煙所の運営を行う。	はい 　 いいえ
公衆喫煙所の設置等及び運用に当たっては、すべての関係法令・条例を遵守し、公序良俗に反しないものとする。	はい 　 いいえ
公衆喫煙所の設置等について、あらかじめ近隣の居住者、テナント、町会、商店会等に周知し、理解が得られている。	はい 　 いいえ
本助成事業に係る経費について、国・都道府県・その他事業者等から補助金その他の財政的支援を受けていない。	はい 　 いいえ
助成金を受け取るためには、区の定める事業実施期間内に助成事業に係るすべての工事・支払等が完了するとともに、指定された期限までに、区が行う検査に合格し、かつ実績報告書及び請求書を、区に提出しなければならないことを理解している。	はい 　 いいえ
公衆喫煙所の設置等及び運用に当たって、消防法、建築基準法等の法令に係る必要な手続きを済ませている(手続きが必要ない場合も「はい」に○をつける)。	はい 　 いいえ
助成事業の完了後、屋内・屋外コンテナ型は5年以内、屋外パーテーション型は10年以内に転出・廃業等で取得財産を処分する場合は、助成金に係る規定により計算された金額を区に返納することを承知している。	はい 　 いいえ
本助成事業において設置した公衆喫煙所に対する苦情等については、自ら責任をもって対応しなければならないことを承知している。	はい 　 いいえ
事業の経費の見積りはすべて適正であり、虚偽・不正の内容に基づく申請ではない。	はい 　 いいえ
本助成事業に係る手続きにおいて、追加資料の提出など、法令や要綱等に基づく区の指示には、誠実かつ速やかに対応しなければならないことを理解している。	はい 　 いいえ
区の審査の結果、申請額の全額又は一部が認められない場合があることを理解している。	はい 　 いいえ

以上の内容について、事実と相違ありません。

内容に違反又は相違があった場合には、要綱第18条の規定により助成金の交付決定が取り消され、要綱第19条の規定に基づき返還を命じられることに異議ありません。

また、区長が必要と認めた場合には、上記事項について関係機関等への照会がなされることに同意します。

年 月 日

住 所

名 称(商号等)

代表者 職・氏名

㊞